

## 議案第14号

### 取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

取手市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年条例第33号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月29日提出

取手市長 中 村 修

#### 提案理由

茨城県の医療福祉費等補助金交付要項が改正され、医療福祉費の支給の対象となる重度心身障害者等の範囲が拡大されることに伴い、本市においても同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

取手市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 重度心身障害者等 次に掲げる者をいう。ただし、65歳以上75歳未満の者にあつては、次に掲げる者のうち高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。</p> <p>アからウまで (略)</p> <p>エ <u>手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級又は4級に該当し、かつ、児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者</u></p> <p>オ及びカ (略)</p> <p>キ <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の状態が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号。以下「政令」という。)第6条第3項の表の1級に該当する者</u></p> <p>ク <u>手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級又は4級に</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 重度心身障害者等 次に掲げる者をいう。ただし、65歳以上75歳未満の者にあつては、次に掲げる者のうち高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。</p> <p>アからウまで (略)</p> <p>エ 手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級に該当し、かつ、児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者</p> <p>オ及びカ (略)</p> <p>キ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の状態が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表の1級に該当する者</p>

該当し、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が政令第6条第3項の表の2級に該当する者

ケ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者で、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が政令第6条第3項の表の2級に該当する者

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。